

民法（債権法）改正の要点 3

7. 時効

(1) 時効の完成猶予及び更新

旧法に規定されている時効中断は、時効が完成すべき時が到来しても時効の完成が猶予されるという効果（完成猶予の効果）と時効期間がまた初めから進行するという効果（更新の効果）が混在しています。

新法は、旧法の時効の中断事由を効果の観点から整理しました。

新法 147条

次に掲げる事由がある場合には、その事由が終了する（確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって権利が確定することなくその事由が終了した場合にあっては、その終了の時から6か月を経過する）までの間は、時効は、完成しない。

- 一 裁判上の請求
- 二 支払督促
- 三 民事訴訟法第275条第1項の和解又は民事調停法若しくは家事事件手続法による調停
- 四 破産手続参加、再生手続参加又は更生手続参加

2 前項の場合において、確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって権利が確定したときは、時効は、同項各号に掲げる事由が終了した時から新たにその進行を始める。

1) 時効の完成猶予事由

新法147条1項は、裁判上の請求、支払督促、民事訴訟法第275条第1項の和解又は民事調停法若しくは家事事件手続法による調停、破産手続参加、再生手続参加又は更生手続参加があったときは、裁判上の催告として時効の完成猶予の効力が生じることとしました。

その他、新法において時効の完成猶予事由とされたのは、強制執行、担保権の実行、競売、財産開示手続（以上、新法148条1項）、仮差押え、仮処分（以上、新法149条）、催告（新法150条1項）、権利についての協議を行う旨の合意（新法151条）などです。

協議を行う旨の合意による時効の完成猶予は新たに導入された制度です。旧法では、当事者間で権利をめぐる紛争が発生したとき、解決のための協議が当事者間で継続していても時効の完成が迫ると債権者はその完成を阻止するため訴訟を提起する必要があり、これが協議を進めるうえで障害となることがありました。新法は、協議を行う旨の合意が書面または電磁的記録によりされた場合には（新法151条4項）、①その合意があった時から1年を経過した時、②協議を行う期間（1年に満たないものに限り）を当事者が定めたときはその期間を経過した時、③当事者の一方から相手方に対して協議の続行を拒絶する旨の通知が書面でされたときは、その通知の時から6か月を経過した時、①～③いずれか早い時までの間は時効は完成しないものとししました（新法151条1項）。合意により時効の完成が猶予されている期間中に再度合意することも可能ですが、本来の時効の完成すべき時から通算して5年を超えることは

できません（新法１５１条２項）。

天災等による時効の停止について、旧法は猶予期間を時効中断事由となる障害が消滅してから２週間としています（旧法１６１条）、新法はこれを天災等による時効の完成猶予として障害が消滅した時から３か月を経過するまでの間は時効は完成しないとしました（新法１６１条）。

２）時効の更新事由

裁判上の請求、支払督促、訴訟上の和解、調停、破産・民事再生・会社更生手続参加により確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって権利が確定したときは、新たに時効の進行を開始します（新法１４７条２項）。ただし、訴えが却下された場合や訴えを取り下げた場合のように確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって権利が確定することなくその事由が終了した場合にあっては、その終了の時から６か月間は時効の完成が猶予される効果のみ生じることとしました（新法１４７条１項）。

その他、新法において時効の更新事由とされるのは、強制執行、担保権の実行、競売、財産開示手続が終了したとき（新法１４８条２項）、権利の承認（新法１５２条）などです。

（２）消滅時効の期間の見直し

新法１６６条

債権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

一 債権者が権利を行使することができることを知った時から５年間行使しないとき。

二 権利を行使することができる時から１０年間行使しないとき。

２ 債権又は所有権以外の財産権は、権利を行使することができる時から２０年間行使しないときは、時効によって消滅する。

３ 前２項の規定は、始期付権利又は停止条件付権利の目的物を占有する第三者のために、その占有の開始の時から取得時効が進行することを妨げない。ただし、権利者は、その時効を更新するため、いつでも占有者の承認を求めることができる。

旧法は、債権に関し、原則として１０年間行使しないときは消滅するとしながら、工事の請負代金について３年（旧法１７０条２号）、小売業の売掛金について２年（旧法１７３条１号）、飲食店や旅館などの飲食代、サービス代金について１年（旧法１７４条４号）というように種々の短期消滅時効の規定を置いています。

新法は短期消滅時効の規定を一切削除し、権利を行使することができることを知った時（主観的起算点）から５年間行使しないとき、または権利を行使することができる時（客観的起算点）から１０年間行使しないときのいずれかの場合に時効によって債権は消滅することとしました（新法１６６条１項）。なお、商法５２２条は商事債権の消滅時効の期間を５年としていますが、今回の民法改正に伴い商法５２２条は削除され、消滅時効については商事、民事にかかわらず新法１６６条の規定が適用されます。

新法 167 条

人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権の消滅時効についての前条第 1 項第 2 号の規定の適用については、同号中「10 年間」とあるのは、「20 年間」とする。

新法は、人の生命や身体の侵害による損害賠償請求権について、権利を行使することができる時から 10 年間とされる消滅時効期間を伸長し、20 年間としました（新法 167 条）。

不法行為による損害賠償請求権については、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から 3 年間行使しないとき、または不法行為の時から 20 年間行使しないときは時効によって消滅するとし（新法 724 条）、不法行為の中でも特に人の生命や身体を害する不法行為による損害賠償請求権は、被害者またはその法定代理人が損害及び加害者を知った時から 3 年の消滅時効期間を伸長し、5 年としました（新法 724 条の 2）。

8. 法定利率

新法 404 条

利息を生ずべき債権について別段の意思表示がないときは、その利率は、その利息が生じた最初の時点における法定利率による。

2 法定利率は、年 3 パーセントとする。

3 前項の規定にかかわらず、法定利率は、法務省令で定めるところにより、3 年を 1 期とし、1 期ごとに、次項の規定により変動するものとする。

4 各期における法定利率は、この項の規定により法定利率に変動があった期のうち直近のもの（以下この項において「直近変動期」という。）における基準割合と当期における基準割合との差に相当する割合（その割合に 1 パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を直近変動期における法定利率に加算し、又は減算した割合とする。

5 前項に規定する「基準割合」とは、法務省令で定めるところにより、各期の初日の属する年の 6 年前の年の 1 月から前々年の 12 月までの各月における短期貸付けの平均利率（当該各月において銀行が新たに行った貸付け（貸付期間が 1 年未満のものに限る。）に係る利率の平均をいう。）の合計を 60 で除して計算した割合（その割合に 0.1 パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）として法務大臣が告示するものをいう。

法定利率は利息、遅延損害金、将来の逸失利益にかかる中間利息控除などの算定に用いられますが、この民事法定利率の 5% は明治 29 年の民法制定以来一度も変更されていません。

しかし、昨今の低金利の情勢のもとでは法定利率が市中金利を大きく上回ってしまうため、債務者が支払うべき遅延損害金が不当に過大となる一方で、逸失利益の中間利息控除においては控除額が不当に過大になるという問題が生じており、これを引き下げる必要がありました。また、今後市中金利が大きく変動する可能性があるため、法定利率を固定したままだと再び法定利率と市中金利が大きく乖離する状況が想定されます。

新法は法定利率を年３％に引き下げ、かつ市中の金利動向に合わせて法定利率を変動させる仕組みを採用しました。

また、現在のところ、民事法定利率年５％に対し商事法定利率は年６％とされていますが（商法５１４条）、今回の民法改正に伴い商法５１４条は削除され、法定利率については商事、民事にかかわらず新法４０４条の規定が適用されます。

ただし、法定利率の規定は任意規定であり、当事者は契約時に法定利率と異なる利息や遅延損害金の利率を決めることもできます。